

二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（令和6年二宮町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意向確認が必要な施設)

第2条 条例第4条第2項の規則で定めるものは、次の施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（高等学校、大学及び高等専門学校を除く。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
(計画書の提出)

第3条 条例第7条の規定による設置等の工事の計画書の提出は、携帯電話基地局設置等計画届出書（様式第1号）により行うものとする。

(近隣住民への説明方法等)

第4条 条例第8条第1項の規定による近隣住民への説明は、事業者が直接本人に対し誠意をもって行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、書面等の配布その他の確実な方法により本人に対する説明に代えることができる。

2 前項の説明において、必要と認めるときは、事業者は当該携帯電話基地局の設置等に関する説明に必要な資料を提供するものとする。

3 条例第8条第1項の規定による近隣住民への説明は、次の事項について行うものとする。

- (1) 携帯電話基地局の設置等計画の内容
- (2) 携帯電話基地局からの電波に関する内容
- (3) 周辺への安全対策
- (4) 住環境に及ぼすと予想される影響及びその対策
(説明会の開催)

第5条 事業者は、条例第8条第2項の規定により、当該携帯電話基地局の設置等について説明会を開催するときは、開催日時、開催場所等について配慮するものとする。

(近隣住民説明実施報告書の提出)

第6条 条例第8条第4項の規定による報告書の提出は、近隣住民説明実施報告書（様式第2号）により行うものとする。

(調整申出書の提出)

第7条 条例第10条第1項の規定による紛争の調整の申出は、調整申出書(様式第3号)により行うものとする。

(調整の打ち切り通知)

第8条 町長は、条例第11条の規定により紛争の調整を打ち切ったときは、調整打ち切り通知書(様式第4号)により紛争当事者へ通知するものとする。

(計画廃止届の提出)

第9条 条例第13条の規定による計画廃止の届出は、携帯電話基地局設置等計画廃止届出書(様式第5号)により行うものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。